

# 岩国基地再編案に関する再検討結果

平成29年3月 山口県総務部岩国基地対策室  
岩国市総合政策部基地政策課

## 第1 はじめに

空母艦載機の岩国基地への移駐については、「再編実施のための日米のロードマップ」の「最終報告」が提示された平成18年時点で、基地周辺住民の生活環境への影響について一定の整理をしているところです。

こうした中、本年1月20日、国から具体的な移駐時期等についての説明がありました。移駐する機種・機数など変更が生じていることから、改めて国に疑問点等を照会し、整理してきました。

この検討結果は、平成18年2月及び6月に取りまとめた岩国基地再編案に関する「検討結果」及び「補足検討結果」をベースとして、先日の国からの説明や回答等を、分析・検証した上で、取りまとめたものです。

## 第2 これまでの主な経緯

- 平成17年10月29日 「日米安全保障協議委員会（2プラス2）」の開催及び「日米同盟：未来のための変革と再編（中間報告）」の合意・公表
- 平成18年2月24日 「岩国基地再編案に関する検討結果」を公表
- 平成18年5月1日 「日米安全保障協議委員会」の開催及び「再編実施のための日米のロードマップ（最終報告）」の合意・公表
- 平成18年5月30日 「在日米軍の兵力構成の見直し等に関する政府の取組について」の閣議決定
- 平成18年6月21日 「岩国基地再編案に関する補足検討結果」を公表
- 平成25年10月3日 「日米安全保障協議委員会」の開催及び共同発表（海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認、厚木飛行場から岩国飛行場への第5空母航空団（CVW-5）の諸部隊の移駐が2017年頃までに完了することを認識）

- 平成25年10月30日 外務副大臣及び防衛大臣政務官が来県し、15機のKC-130の移駐時期について、2014年(平成26年)6月から9月の間の移駐を申し出
- 平成25年12月16日 県及び地元市町がKC-130の移駐時期を容認
- 平成26年8月26日 普天間基地のKC-130の移駐完了
- 平成29年1月20日 外務副大臣及び防衛大臣政務官が来県し、厚木基地からの空母艦載機の移駐時期や移駐機種・機数について説明
- 平成29年1月31日 県・岩国市が中国四国防衛局に対して疑問点等を文書照会
- 平成29年2月28日 中国四国防衛局から回答
- 平成29年3月1日 「岩国基地再編案に関する再検討結果」を公表

### 第3 岩国基地の再編の概要

(平成18年提示案からの主な変更点は、※及び下線を引いている)

#### I 空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

1 移駐機数等：※61機 (平成18年提示案は59機)

平成18年提示案		今回提示案			
機種	機数	機種		機数	移駐時期
FA-18C/E /F ホーネット(C)、 スーパーホーネ ット(E/F)戦 闘攻撃機	49機	FA-18E/F スーパーホーネ ット戦闘攻撃機	変更	48機 △1	H29年11月頃 2部隊  H30年5月頃 2部隊
EA-6B プラウラー電子 戦機	4機	EA-18G グラウラー電子戦 機	変更	6機 +2	H30年1月頃
E-2C ホークアイ早期 警戒機	4機	E-2D アドバンスドホー クアイ早期警戒機	変更	5機 +1	H29年7月以降
C-2 グレイハウンド 輸送機	2機	C-2 グレイハウンド輸 送機		2機 増減 なし	H30年1月頃
—	59機	—		61機 +2	—

○スーパーホーネット1部隊は、12～13機

○スーパーホーネットEは単座、Fは複座

2 移駐人員：約3,800人

※軍人：約1,700名、軍属：約600名、家族：約1,500名

(平成18年提示案は部隊：約1,900名、家族：約1,700名、  
コミュニティ・サポートに従事する民間人：約200名

(注) コミュニティ・サポートとは、学校、病院、育児所、売店等の支援施設をいう。)

#### II KC-130空中給油機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐

1 移駐機数：※15機 (平成18年提示案は12機 (平成26年8月移駐完了))

2 移駐人員

軍人・軍属・家族：約870人 (内訳不明)

### Ⅲ 騒音等の負担に対する主な軽減措置

- 1 海上自衛隊航空機（EP-3/UP-3/OP-3、U-36A）17機を厚木飛行場に移駐  
・移駐人員 部隊：約700名、家族：約900名



※平成25年10月の日米安全保障協議会（2+2）共同発表で、海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認した。

- 2 CH-53Dヘリコプター8機を岩国飛行場からグアムへ移駐  
（移駐完了、移駐時期不明）

・移駐人員  
軍人：約180名、家族：不明

- 3 KC-130はローテーションで海上自衛隊鹿屋基地やグアムに展開

- 4 岩国・嘉手納・三沢基地の米軍航空機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地等の6基地へ移転（分散）（H23年10月からグアム等追加）

- 5 空母艦載機離発着訓練については、恒常的なFCLP訓練施設が特定されるまでの間、引き続き硫黄島訓練を実施

※6 恒常的なFCLP訓練施設は、平成23年以降、鹿児島県の馬毛島を候補地として検討中

※7 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整（平成28年11月、山陰沖と四国沖に「岩国臨時留保空域」を設定）

### Ⅳ 岩国飛行場への移駐の時期

空母艦載機については2014年（平成26年）までに完了することとしている。



※平成25年10月の日米安全保障協議会（2+2）共同発表で、空母艦載機の移駐が2017年（平成29年）頃までに完了することを認識した。

## 第4 今回提示案に係る文書照会の回答

### I 国への質問事項等

- 1 質問事項の国への提出
  - (1) 年月日：平成29年1月31日（火）
  - (2) 提出者：山口県知事及び岩国市長
  - (3) 提出先：中国四国防衛局長
  - (4) 質問数：11項目（23問）
  
- 2 国からの回答  
平成29年2月28日（火）

### II 国からの主な回答

#### 1 航空機騒音に関する事項

##### 【①航空機騒音予測コンターについて】

(1) 今回説明のあった空母艦載機の移駐に係る全体計画によると、平成18年に説明があったものから、機種、機数が変わっている。平成18年に作成した艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターから今回提示の航空機騒音予測コンターに変更された理由を①航空機騒音のデータ、②飛行経路データ、③1日の標準的な飛行回数などを踏まえ示すこと。

- 空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年に作成した航空機騒音予測コンターとの各項目の変更点は、以下のとおりです。
  
- ①航空機騒音のデータについては、全てのFA-18はFA-18E/Fの騒音データを使用しています。また、機種更新されたEA-18Gは同じエンジンを搭載しているFA-18E/Fの騒音データを使用しています。同様に、E-2Dも同じエンジンを搭載しているE-2Cの騒音データを使用しています。
  
- ②飛行経路については、変更ありません。
  
- ③1日の標準飛行回数については、空母艦載機の機数増や海上自衛隊の岩国残留等のため69回増加し、458回と推定しています。

**(2) 平成18年に作成した艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターと比べて、今回提示の航空機騒音予測コンターの70Wの区域(特に周防大島町)が増加しているのはなぜか。**

- 空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年当時に作成した航空機騒音予測コンターと比べ、拡大した要因については、①空母艦載機のFA-18の4飛行隊が全てスーパーホーネットの飛行隊に変更されたこと、②空母艦載機の機数が59機から61機に増えたこと、③空中給油機KC-130の機数が12機から15機に増えたこと、④海上自衛隊の航空機17機が岩国飛行場へ残留したこと、⑤F-35Bなど岩国飛行場に配備された米軍及び自衛隊の航空機の機種・機数に変更が生じたことが考えられます。

**(3) 岩国基地において、空母着艦資格取得訓練(CQ)は行われるのか。行われるのであれば、今回提示した騒音予測コンターに反映されているのか。**

- 空母着艦資格取得訓練(CQ)の実施場所等については、米軍の運用に係る事項であるため承知していません。
- なお、今回作成した空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける空母艦載機の1日の標準飛行回数については、平成16年度の厚木飛行場における騒音度調査のデータを基に推定しており、厚木飛行場における空母艦載機の1年間の飛行実績が反映されています。

#### **【②空母艦載機離発着訓練について】**

**(1) 岩国基地において空母艦載機離発着訓練、とりわけ夜間に激しい騒音をもたらす訓練(いわゆるNLP)を実施しないことを明確にすること。**

**(2) 岩国基地において、低騒音機(E-2D及びC-2)による空母艦載機離発着訓練、とりわけ夜間に行われる訓練(いわゆるNLP)は実施されるのか。**

- 米軍による夜間着陸訓練(NLP)を含む空母艦載機着陸訓練(FCLP)及び日常訓練は、日米安保条約の目的達成のため、米軍の空母艦載機のパイロットの練度の維持を図り、即応性を確保するとの観点から必要な訓練であると考えています。
- 防衛省としては、平成17年10月の「2+2」共同文書において、恒常的なFCLP訓練施設の特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する旨確認されていることから、今後とも米側に対し、空母艦載機着陸訓練(FCLP)について、できる限り多く硫黄島で実施するよう求めてまいります。

**(3) 空母艦載機離発着訓練の恒常的な訓練施設として、馬毛島を検討対象とされているが、現在の進捗状況はどうか。**

- 恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設については、平成23年以降、南西地域における防衛態勢の充実のため、自衛隊施設を整備するとともに、その施設においてFCLPを実施するため、鹿児島県の馬毛島を候補地として検討を進めてきています。
- このような中、先般、土地所有者から土地を売却する意向が示されたことから、候補地である馬毛島の不動産価格を把握することを目的として、土地所有者との交渉を行う上での資料収集の一環で必要な不動産鑑定評価業務を行っているところです。
- 防衛省としては、恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の確保について、我が国の安全保障上の重要な課題であると認識しており、できるだけ早期に実現できるよう、地元の御意見に十分配慮しつつ、土地所有者との交渉を行い、検討を進めていく考えです。

**【③騒音対策について】**

**(1) 移駐予定の空母艦載機の騒音対策として、国としてどのようなことを行い、また、米側はどのようなことを行うのか。**

- 岩国飛行場における騒音対策については、航空機騒音による日常生活上の障害の軽減等を図るため、平成5年から滑走路沖合移設事業を実施し、平成22年に同滑走路が完成しています。
- 空母艦載機移駐後の騒音対策については、①岩国飛行場の米海兵隊のヘリCH-53Dのグアムへの移転、②普天間飛行場から岩国飛行場へ移駐した空中給油機KC-130の鹿屋飛行場及びグアムへのローテーション展開、③航空機の岩国飛行場から他の飛行場への訓練移転、④航空機のエンジンの試運転の際に使用する消音施設の整備等の措置を採ることにより、移駐に伴う岩国飛行場周辺における騒音の影響の緩和に努めています。
- また、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側においては、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると承知しています。
- いずれにしても、防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは、極めて重要であると認識しており、空母艦載機の移駐に伴う騒音対策についても、地元の御要望を踏まえ、周辺環境整備法等に基づき、適切に対応してまいります。

**(2) 空母艦載機の移駐に伴う騒音軽減のため、他基地への訓練移転等の影響緩和措置が実施される計画はあるのか。**

- 「再編実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）」に基づき、二国間の相互運用性の向上と在日米軍飛行場周辺地域における訓練活動の影響を軽減するため、平成18年度以降、米軍の嘉手納、三沢及び岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原基地へ航空機の訓練移転並びに平成23年10月からグアム等への航空機の訓練移転について、順次、実施しています。
- いずれにしても、防衛省としては、今後とも米側に対し、岩国飛行場周辺の騒音軽減が図れるよう一層の協力を求めるとともに、航空機の訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。

## 2 安全性に関する事項

### 【①訓練空域について】

**空母艦載機の訓練空域として「岩国臨時留保空域」が設定されたが、当該訓練空域までの飛行ルートやそこでの主な訓練内容を示すこと。**

- 平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に向け、民間航空の安全確保を前提に、米軍、自衛隊及び民間航空機の訓練並びに運用上の所要を満たすための訓練空域の設定について日米間で調整を行ってきた結果、岩国臨時留保空域を設定し、平成28年11月10日より利用可能となっていると承知しています。
- 当該空域までの飛行ルートや訓練内容については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、米側から情報が得られた場合においては、御説明してまいりたいと考えています。

### 【②航空機事故の防止対策について】

**移駐予定の空母艦載機の安全性の確保に向けて、国としてどのようなことを行い、また、米側はどのようなことを行うのか。**

- 防衛省としては、米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が重要と考えています。
- 岩国飛行場における米軍機の訓練、運用については、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、また、米側から、航空機は、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けています。
- 岩国飛行場に移駐する空母艦載機についても、これまでの米軍機と同様に飛行するものと考えていますが、引き続き、米側に対し、岩国日米協議会における確認事項を尊重するなど、騒音面や安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、働きかけてまいります。



### 3 大気・水質への影響に関する事項

#### 【①大気への影響について】

排気による大気の影響はどうか。

- 空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い増加する窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出量については、年間約14トンと推定されます。

#### 【②水質への影響について】

移駐に伴い新たに整備された施設の増加や約3,800人の増加による水質への影響はどうか。

- 岩国飛行場内の排水処理施設については、空母艦載機の移駐等に伴い、新たに整備していますが、これまでも、同飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で排出しているところです。
- いずれにしても、岩国飛行場からの排水については、今後とも環境法令に基づき、適切に対応してまいります。

### 4 事件・事故に関する事項

#### 【事件・事故の防止対策について】

艦載機移駐を踏まえて事件発生防止のため、国としてどのようなことをを行い、また、米側はどのようなことを行うのか。

- 米軍人等による事件・事故は、本来あってはならないものと考えており、防衛省としては、平素より米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけています。
- 米軍人等による事件・事故の防止には、米側による努力が重要であり、これまで在日米軍においては、例えば、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）といった措置を通じ、事件・事故の防止に取り組んでいると承知しています。
- また、米軍人等による事件・事故を防止するため、中国四国防衛局、山口県、岩国市及び米海兵隊岩国基地による安心・安全パトロールを実施したり、米軍主催のセーフティ・ブリーフィングに中国四国防衛局長や岩国市長が講師として参加するなど、様々な取組を行っています。
- 防衛省としては、実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、今後とも、関係機関と連携しつつ、米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいります。

## 5 その他の事項

### (1) 移駐人員の居住方法・区域とそれぞれの人数を示すこと。

- 米側からは、空母艦載機の移駐に伴い増加する軍人等について、基本的には、岩国飛行場内及び愛宕山地区の住宅に居住することになるが、これら以外の住宅等に居住する可能性もある旨説明を受けています。
- 各地区に居住する軍人等の人数については、米側から情報が得られた場合において、御説明してまいりたいと考えています。

### (2) 第一種区域の見直しは、いつ頃を予定しているのか。

- 第一種区域等の見直しについては、空母艦載機の移駐後、岩国飛行場の運用が安定次第、騒音度調査を実施し、適切に対応する考えです。

### (3) 今後、岩国基地が空母などの米国軍艦の母港及び寄港地になることはないか。

- 岩国飛行場が米空母等のいわゆる母港や寄港地になるという計画は承知していません。

### (4) 空母艦載機部隊の厚木基地滞在日数を示すこと。

- 空母艦載機の厚木飛行場滞在日数については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、平成26年度は年間約200日、平成27年度は年間約180日、空母が横須賀海軍施設に寄港しており、その間、空母艦載機が厚木飛行場を使用したと考えています。

(追加) これまで、国の説明では、運用レベル、中間レベルの整備は岩国基地で、高度な専門技術を要する補給処レベルの整備については、厚木基地で実施されることであったが、補給処レベルの整備施設が厚木基地から岩国基地に移転することとなったのはなぜか、また、どのような航空機が、本施設で整備されるのか。

- 補給処レベルの整備施設の移転については、米側から、「運用上の理由により、移転する。また、本施設で整備が予定されている航空機は、基本的には、岩国航空基地にいるホーネット及び第5空母航空団のうちのスーパーホーネット、グラウラーが対象となる。」との回答を得ている。

#### 【参考：艦載機の整備の種類】

区 分	内 容
運用レベル	日常的な点検、整備
中間レベル	複雑な機材整備など部分的な修理
補給処レベル	航空機本体のオーバーホールなど高度な専門技術を要する整備

## 第5 今回提示案の基地周辺への影響について

### I 航空機騒音に関する事項

#### 1 移駐予定の空母艦載機の概要

##### (1) 移駐予定機の内訳

FA-18E/F スーパーホーネット 戦闘攻撃機	EA-18G グラウラー 電子戦機	E-2D アドバンスドホークアイ 早期警戒機	C-2 グレイハウンド 輸送機	計
48機	6機	5機	2機	61機

##### (2) 移駐予定機の諸元

区分	FA-18E/F スーパーホーネット 戦闘攻撃機	EA-18G グラウラー 電子戦機	E-2D アドバンスドホークアイ 早期警戒機	C-2 グレイハウンド 輸送機
用途	戦闘機/攻撃機	電子戦機	早期警戒機	輸送機
全長・幅・高(m)	18.5×13.68×4.87	18.5×13.68×4.87	17.5×28×5.6	17.3×24.56×5.28
重量	29,932kg	29,932kg	23,850kg	26,082kg
搭載エンジン	F414-GE-400×2	F414-GE-400×2	T-56-A-427×2	T-56-A-425×2
最大速度	約2,200km/h	約2,200km/h	552km/h	約635km/h
航続距離	3,054km	3,054km	約2,852km	約1,852km
乗員	E:1名/F:2名	2名	5名	4名

出典：米海軍ホームページ

#### 2 「航空機騒音予測コンター」について

平成18年提示案の航空機騒音予測コンターに、海上自衛隊の残留やF-35Bへの機種更新など、岩国基地配備機の機種・機数の変更の影響を反映させるとともに、移駐予定の空母艦載機の航空機騒音データ、飛行経路、1日の標準的な飛行回数を勘案した上で、新たに作成したものである。

##### (1) 航空機騒音データ

対象機種ごとに調査した騒音データをもとに、航空機からの距離と騒音レベル(dB(A))との関係を示すデータを作成している。

【参考：約1000フィート(約300m)での騒音レベル】

(単位 dB)

区分	①FA-18E/F スーパーホーネット戦闘攻撃機 EA-18G グラウラー電子戦機	①-③	②F-35B	②-③	③FA-18C/D ホーネット戦闘攻撃機
離陸時	約109	約+3	約110	約+4	約106
着陸時	約99	約+1	約92	約△6	約98

## (2) 飛行経路

前回の平成18年提示案と同様、基本的には沖合移設に伴う環境影響評価（H7アセス調査）の際に米軍と調整の上想定した、滑走路を沖合に移設した際における標準的な飛行経路を設定している。

## (3) 1日の標準的な飛行回数

平成18年提示案の再編後の「1日の標準的な飛行回数」389回に、空母艦載機の機数の増、海上自衛隊の残留、KC-130の機数の増、F-35Bへの機種更新等を反映させた結果、再編後の「1日の標準的な飛行回数」を458回と設定している。

なお、この飛行回数の設定に当たっては、「再編のロードマップ（最終報告）」に記載されている航空機の「訓練移転」やKC-130の「ローテーションによる展開」は勘案されていない。

① 前回示された再編後の1日の標準的な飛行回数	389回
② 空母艦載機の機数の増に伴う飛行回数の増加	15回
③ 海上自衛隊の残留に伴う飛行回数の増加	56回
④ KC-130の機数の増に伴う飛行回数の増加	5回
⑤ 既存部隊の機数・機種の変更に伴う飛行回数の増加	8回
⑥ F-35Bの機種更新*に伴う飛行回数の減少	△15回
⑦ 今回示された再編後の1日の標準的な飛行回数	458回

※ FA-18 12機とAV-8B 8機からF-35B 16機に機種更新

## (4) WECPNL（うるささ指数）

「WECPNL（うるささ指数）」とは、ICAO（国際民間航空機関）が航空機による騒音を評価するために採用した評価単位で、単に航空機の騒音レベルだけでなく、飛行回数や飛行時間帯を考慮したもの。

具体的には、1日に観測された全ての航空機について、1機ずつの騒音量を全て加え合わせ、1日の時間で平均（パワー平均）することで求められた量に、さらに時間帯による回数補正\*を行ったもの。

※回数補正		
① 午前0時～午前7時の間の飛行は、	1回に対して	10倍する
② 午前7時～午後7時	〃	1倍する
③ 午後7時～午後10時	〃	3倍する
④ 午後10時～午後12時	〃	10倍する

## (5) W値75以上の区域及びW値70以上の区域の変動

「平成18年当時の現況との比較」（P16）、「平成18年作成の予測コンターとの比較」（P17）のとおり。

【参考：W値75以上の区域及びW値70以上の区域に係る法律上の位置付け】

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律	○75W値以上の区域（＝第一種区域） 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域。 （住宅防音工事の補助対象区域）
環境基本法	生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい航空機騒音に係る基準。（行政上の政策目標） 地域類型ごとに、基準値が定められている。 ○第Ⅰ類型：専ら住居の用に供される地域：70W値以下 ○第Ⅱ類型：Ⅰ類型以外で通常的生活を保全する必要がある地域：75W値以下

※環境基準の評価指標は、平成25年4月1日からL d e nに改正されているが、本表では、W値で示している。

### 3 分析結果

#### (1) 1日の標準的な飛行回数の変動

ア 1日の標準的な飛行回数は平成18年提示案の389回（うち空母艦載機130回）から458回（うち空母艦載機145回）に増加する。

この結果、平成18年当時の現況の326回から458回へ約40%増加する。

イ アのうちジェット機の回数は平成18年提示案から僅かに減少し、平成18年当時の現況の150回から224回へ約50%増加する。

区 分	平成18年当時の現況	平成18年提示案飛行回数①	空母艦載機の機数増②	海自残留③	KC-130の機数増④	既存部隊の機種・機数変更⑤ ※	F-35Bの機種更新⑥	今回提示案飛行回数①～⑥合計
標準的な飛行回数	326	389	15	56	5	8	△ 15	458
うちジェット機	150	228	2	0	0	9	△ 15	224

※ ジェット機の機数は増加したが、プロペラ機の機数が減少したため、数値が逆転している。

#### (2) 第一種区域に相当する区域の変動

ア 現在の第一種区域は約1,600haであるが、これに相当する区域は沖合移設により、空母艦載機移駐後は、約650ha（現在の第一種区域の40%程度）に縮小する。

イ アのうち山口県の部分（広島県大竹市阿多田島を除く）の区域は約1,400haから約400ha（現状の30%程度）に縮小する。

#### (3) W値75以上の区域の変動

（平成18年当時の現況との比較（P16））

ア W値75以上の区域全体については、平成18年当時の現況と比べて空母艦載機移駐後は海上を中心に拡大している。これは、空母艦載機の移駐による飛行回数の増によるものと考えられる。

イ 陸上部では、地域により縮小するところと拡大するところはあるが、全体的には縮小する。

- a 主に岩国基地西側の住宅地、由宇総合支所周辺の住宅地で区域が縮小するが、これは沖合移設により滑走路が東側に1 km移動した効果によるものと考えられる。
- b 岩国基地北側の工業地域を中心に区域が拡大している。滑走路北側から離陸する経路は、平成18年当時、東側に急旋回する必要があったが、沖合移設後は、離陸後ある程度直進した後、ゆるやかに東側に旋回するコースを取っている。  
これにより工場地帯への航空機事故の危険性と岩国市街地への騒音の軽減効果が期待できる反面、このような区域の拡大が発生するものと考えられる。
- c 岩国市由宇町有家付近で拡大しているが、これは飛行回数の増によるものと考えられる。

**(平成18年作成の予測コンターとの比較 (P17))**

ア W値75以上の区域全体については、平成18年作成の予測コンターと比べて海上を中心に拡大している。

これは、空母艦載機の機種・機数の変更及び岩国基地配備機の機種更新や機数の増加に伴う飛行回数の増によるものと考えられる。

イ 陸上部では、特段大きな変化は認められない。

**(4) W値70以上の区域の変動**

**(平成18年当時の現況との比較 (P16))**

ア W値70以上の区域については、平成18年当時の現況と比べて空母艦載機移駐後は海上を中心に拡大している。これは、空母艦載機の移駐による飛行回数の増によるものと考えられる。

イ 陸上部では地域により縮小するところと拡大するところがある。

- a 主に岩国基地西側の住宅地、由宇総合支所周辺の住宅地で区域が縮小し、岩国基地北側の工業地域、和木町和木付近で拡大しているが、これはアと同様の理由と考えられる。
- b 由宇町神東付近、周防大島町三蒲、屋代、小松、棕野付近などで拡大しているが、これはより緩やかな直線進入が可能な飛行経路に変更していることや飛行回数の増によるものと考えられる。
- c 周防大島町伊保田付近などで拡大しているが、これは飛行回数の増によるものと考えられる。

**(平成18年作成の予測コンターとの比較 (P17))**

ア W値70以上の区域全体については、平成18年作成の予測コンターと比べて海上を中心に拡大している。これは、空母艦載機の機種・機数の変更及び岩国基地配備機の機種更新や機数の増加に伴う飛行回数の増によるものと考えられる。

イ 陸上部では地域により拡大するところがある。

- a 由宇町神東付近、周防大島町三蒲、屋代、小松、棕野、伊保田付近などで拡大しているが、これはアと同様の理由と考えられる。
- b 周防大島町浮島で縮小しているが、これは岩国基地配備機の機種更新 (F-35B) に伴う、着陸時の騒音の減少によるものと考えられる。

(5) 第一種区域内にある主な測定地点の騒音の状況

艦載機移駐後のW値の予測値は、平成18年提示案と同様、全て、平成18年当時の現況以下となる。

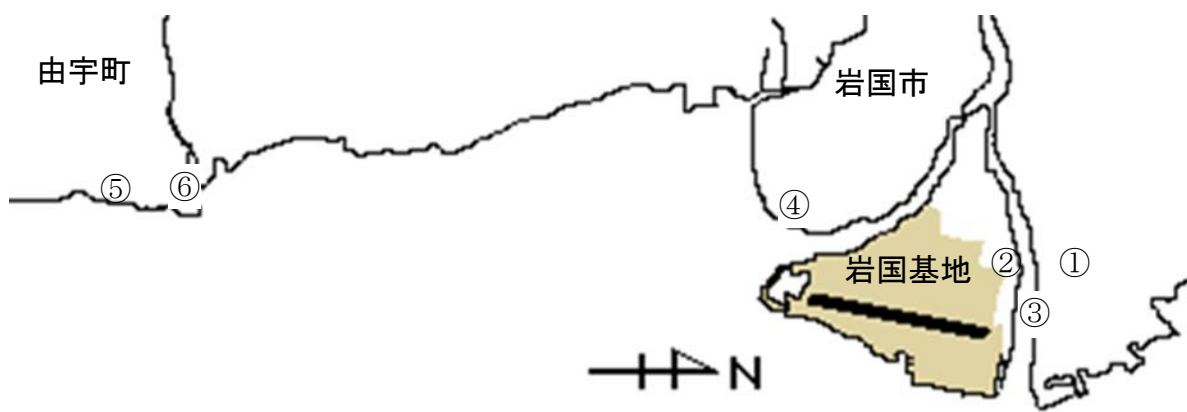
測定地点	年間W値		
	H18年当時現況	今回提示案	平成18年提示案
①岩国市三笠町	73	73	73
②岩国市旭町	80	77	76
③岩国市川口町	78	75	74
④岩国市尾津町	80	74	74
⑤岩国市由宇町千鳥が丘	75	72	71
⑥岩国市由宇町港	75	74	73

※H18年当時現況は、平成16年度の測定値

(6) 騒音対策について

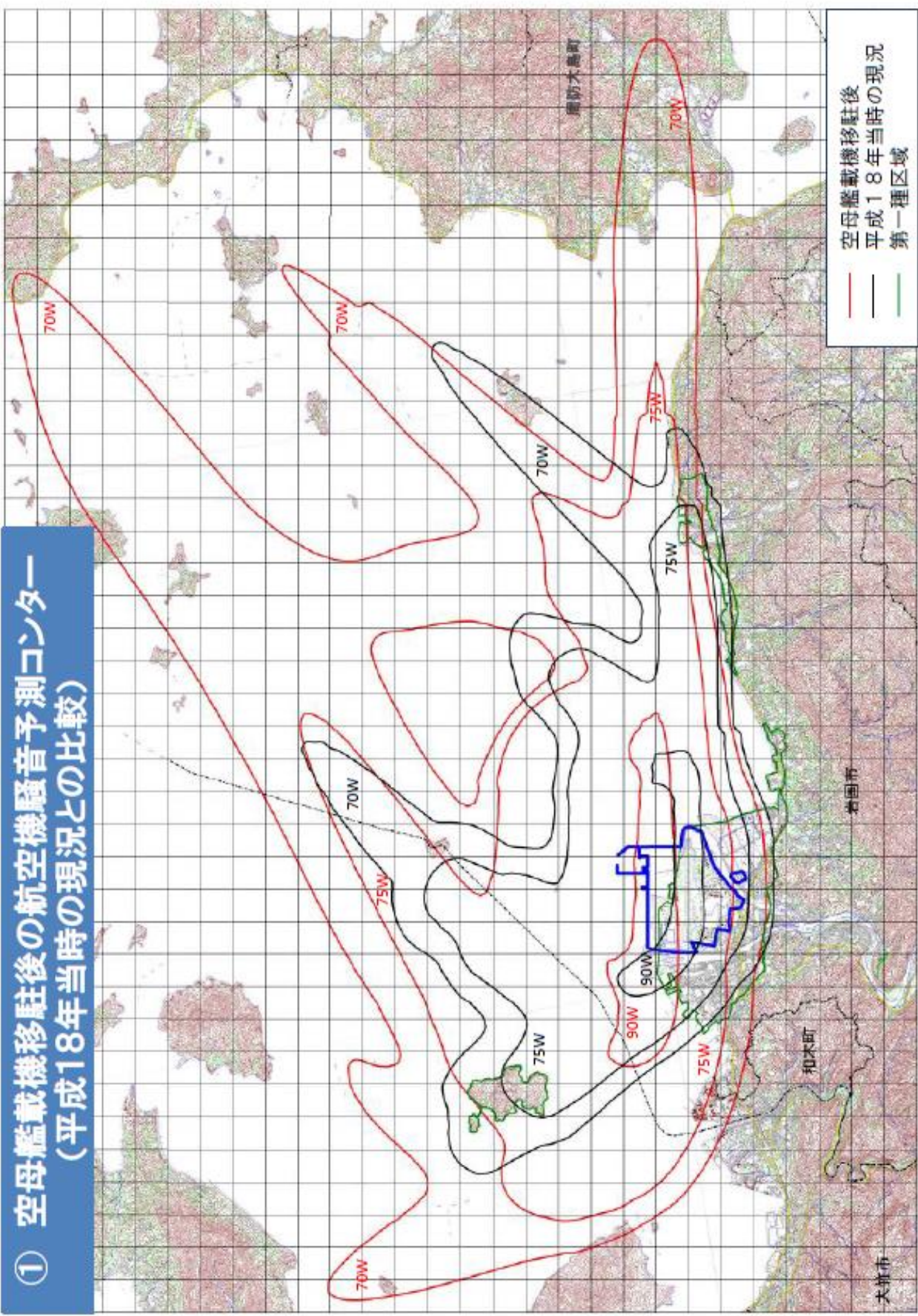
空母艦載機の騒音対策として、国から以下のとおり回答があり、対策が講じられることを確認した。

- これまでも岩国飛行場から他の飛行場への訓練移転やKC-130空中給油機のローテーション展開、航空機のエンジンの試運転の際に使用する消音施設の整備等により、騒音の影響の緩和に努めている。
- 岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側においては、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると承知している。
- 岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは、極めて重要であると認識しており、空母艦載機の移駐に伴う騒音対策についても、地元の御要望を踏まえ、周辺環境整備法等に基づき、適切に対応してまいります。



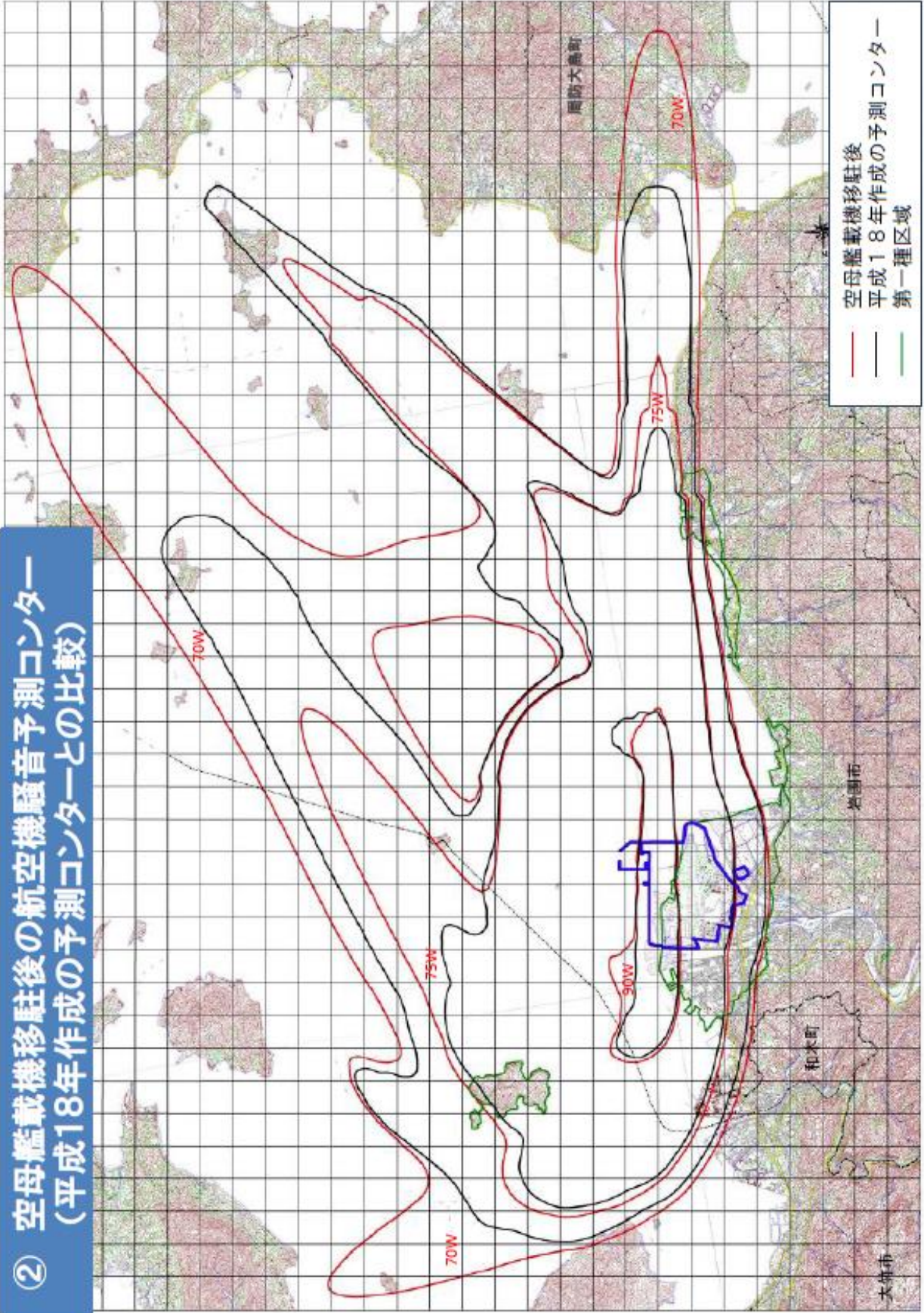


① 空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンター  
 (平成18年当時の現況との比較)





## ② 空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンター (平成18年作成の予測コンターとの比較)



## II 安全性に関する事項

### 1 分析結果

#### (1) 事故の発生状況

- ア 空母艦載機（第5空母航空団所属）のFA-18E/F（スーパーホーネット戦闘攻撃機）、EA-18G（グラウラー電子戦機）、E-2C（ホークアイ早期警戒機）及びC-2（グレイハウンド輸送機）に係る事故件数等の状況は、次の表のとおり、過去5年間（平成23年4月～平成28年3月）において、国内では墜落及び離着陸失敗による事故は0件、部品落下及び部品遺失は2件発生している。
- イ これを全国の在日米軍の事故件数と比較すると、空母艦載機の事故発生件数の年平均は、墜落事故等0件、部品落下事故等0.4件となっており、これに対し、全国の在日米軍の事故発生件数の年平均は、各々0.4件、10.4件となっている。

機 種	墜落事故等 (件)				部品落下事故等 (件)			
	艦載機①	年平均 (①/5)	全 国 ②	年平均 (②/5)	艦載機①	年平均 (①/5)	全 国 ②	年平均 (②/5)
FA-18E/F	0	—	—	—	2	—	—	—
EA-18G	0	—	—	—	0	—	—	—
E-2C	0	—	—	—	0	—	—	—
C-2	0	—	—	—	0	—	—	—
計	0	0	2	0.4	2	0.4	52	10.4

#### (2) 飛行経路

空母艦載機の飛行経路について、国から以下のとおり回答があり、対策が講じられることを確認した。

- ・ 岩国飛行場における米軍機の訓練、運用については、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されている。
- ・ 岩国飛行場に移駐する空母艦載機についても、これまでの米軍機と同様に飛行するものと考えているが、引き続き、米側に対し、岩国日米協議会における確認事項を尊重するなど、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、働きかけてまいる。

#### (3) 訓練実施場所

空母艦載機の訓練空域は、影響緩和策の一つとして、民間航空の安全確保を前提に、日米間で調整を行ってきた結果、新たに山陰沖と四国沖に岩国臨時留保空域が設定されている。

国から「当該空域までの飛行ルートや訓練内容については、米軍の運用に関わることであるため承知していないが、訓練空域に向かうルートは、高度6,600～7,000mに定められており、騒音被害が危惧されるような超低空ではない」との回答を得ている。

#### (4) 航空機の安全対策

空母艦載機の移駐に係る安全対策について、国から以下のとおり回答があり、対策が講じられることを確認した。

- ・ 岩国飛行場における米軍機の訓練、運用については、米側から、航空機は、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けている。
- ・ 引き続き、米側に対し、岩国日米協議会における確認事項を尊重するなど、騒音面や安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、働きかけてまいる。

### Ⅲ 大気・水質への影響に関する事項

#### 【大気への影響について】

#### 1 空母艦載機離着陸時の大気汚染物質（NOx）の排出量

移駐予定の空母艦載機のエンジンから排出される大気汚染物質 NOx（窒素酸化物）の離着陸 1 回当たりの機種別排出量は、次のとおりである。

(注)環境影響評価の項目：窒素酸化物（NOx）

「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日、運輸省令第 36 号）の標準項目（窒素酸化物）とする。

(kg/機)

機 種		運用モード				
		アイドル時	離陸時	上昇時	着陸時	合 計
ジェット	FA-18 ホーネット	0.22	0.52	0.83	0.59	2.16
プロペラ	E-2 ホークアイ	2.16	0.21	0.60	0.45	3.42

出典：Air Force Civil Engineer Center, "Air Emissions Guide for Air Force Mobile Sources, Method for Estimating Emissions of Air Pollutants for Mobile Sources at U.S. Air Force Installations" (2013 年 8 月)

注：当該資料の機種別エンジンデータ（排出係数・燃料流量）及び運用モード別継続時間をもとに、離着陸 1 回あたりの機種別排出量を算出。FA-18 スーパーホーネットは当該エンジンデータが得られなかったため、代わりに FA-18 ホーネットのデータを採用。同理由で、E-2D 及び C-2 のエンジンデータは、同型機である E-2 のエンジンデータを採用。

#### 2 分析結果

##### (1) 移駐予定の空母艦載機の排出量

空母艦載機移駐後の NOx[t/年]の増加を試算すると、13.83t/年となる。

区分（機種）	機数	NOx(t/年)
ジェット	54機	11.44
プロペラ	7機	2.39
計	61機	13.83

##### (2) 艦載機移駐による影響

再編後の航空機から排出される NOx が岩国地域の大气に与える影響については、平成 27 年度の岩国地域の事業所、自動車、船舶から大気への NOx 排出量が約 3,403t/年と推測され、空母艦載機移駐による増加分はその約 0.4%とわずかな上昇に止まる。

NOxの移駐後の増加量 [t/年] ①	岩国地域の現状 [t/年] ②	増加率(%) ①/②*100
13.83	岩国地域のNOx排出量(全体・t/年)(27年度) [事業所・自動車・船舶] 3,403	0.41

岩国地域：岩国市・和木町

## 【水質への影響について】

### 1 再編に伴う新たな人員の増減

再編による人員の増減については、次のとおりである。

人員増	空母艦載機 (厚木→岩国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍人 約1,700人</li> <li>・軍属 約 600人</li> <li>・家族 約1,500人</li> </ul>
	KC-130空中給油機 (普天間→岩国)	・軍人・軍属・家族 約870人（内訳不明）
人員減	CH-53D輸送ヘリ (岩国→グアム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍人 約180人</li> <li>・家族 不明</li> </ul>

### 2 分析結果

再編に係る基地内の排水への対応として、国から以下のとおり回答があり、対策が講じられることを確認した。

- ・ 岩国飛行場内の排水処理施設については、空母艦載機の移駐等に伴い、新たに整備しているが、これまでも、同飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で排出している。
- ・ いずれにしても、岩国飛行場からの排水については、今後とも環境法令に基づき、適切に対応してまいる。

## IV 事件・事故に関する事項

### 1 米軍人・軍属による事件の発生状況

防衛省から入手したデータによると、厚木基地、岩国基地に所属及び全国の米軍人等による刑法犯罪の発生件数は次の表のとおりである。

年度	厚木基地	岩国基地	全 国
平成23	0	3	45
〃 24	3	3	47
〃 25	1	1	29
〃 26	0	1	22
〃 27	1	0	30

### 2 事件・事故対策

空母艦載機の移駐に係る事件・事故対策について、国から次のとおり回答があり、対策が講じられることを確認した。

- ・ 米軍人等による事件・事故は、本来あってはならないものと考えており、平素より米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけている。
- ・ 事件・事故防止のため、中国四国防衛局、山口県、岩国市及び米海兵隊岩国基地による安心・安全パトロールの実施や、米軍主催のセーフティ・ブリーフィングへの中国四国防衛局長や岩国市長の講師としての参加など、様々な取組を行っている。
- ・ 実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、今後とも、関係機関と連携しつつ、米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいる。

V その他の事項

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に係る施設整備の進捗状況

平成29年2月現在

地区		主な施設	整備状況	完成予定時期
飛行場	①滑走路地区	誘導路	完成	平成22年3月完成
		駐機場	完成	平成25年3月完成
	②海上自衛隊地区	格納庫	完成	平成23年3月完成
		洗機場	完成	平成25年3月完成
	③KC-130部隊地区	駐機場	完成	平成26年5月完成
		格納庫	完成	平成26年5月完成
		洗機場	完成	平成27年3月完成
	④輸送ターミナル地区	駐機場	整備中	平成29年頃
		格納庫	整備中	平成29年頃
		洗機場	完成	平成27年3月完成
	⑤空母艦載機部隊地区	駐機場	完成	平成27年5月完成
		格納庫	完成	平成28年7月完成
		洗機場	完成	平成26年10月完成
		司令部 関連施設	整備中	平成29年頃
	⑥既海兵隊部隊地区	駐機場	完成	平成25年3月完成
		格納庫	完成	平成25年12月完成
		洗機場	完成	平成25年12月完成
		整備施設	完成	平成25年12月完成
	⑦コミュニティ地区	家族住宅	整備中 (一部完成)	平成29年頃
		学校	完成	平成28年12月完成
病院		整備中	平成29年頃	
独身宿舎		整備中 (一部完成)	平成29年頃	
生活関連 施設		整備中 (一部完成)	平成29年頃	
愛宕山	愛宕山地区	家族住宅	整備中	平成29年頃
		運動施設	整備中	平成29年頃
祖生	祖生通信所地区	通信施設	完成	平成28年9月完成

## 第6 基地周辺への影響（まとめ）について

（平成18年当時の現況（沖合移設前、艦載機移駐前）と艦載機移駐後との比較）

(1) 航空機騒音

ア 分析結果

項目	内 容																																			
飛行回数 変更	<p>平成18年当時の現況 326回/日 ⇒ 458回/日（約40%増）</p> <p>【H18年分析】 326回/日 ⇒ 389回/日（約19%増）</p>																																			
第一種区域 （住宅防音工事助成区域） 変更	<p>平成18年当時の現況 約1,600haから約650ha（40%程度）に縮小</p> <p>【H18年分析】 約1,600haから約500ha（1/3程度）に縮小</p>																																			
W値75以上の区域（陸域） 変更	<p>○地域により縮小するところと拡大するところはあるが、全体的には縮小する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮小：基地西側住宅地、由宇総合支所周辺住宅地</li> <li>・拡大：基地北側工業地域、岩国市由宇町有家付近</li> </ul> <p>【H18年分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大：基地北側工業地域</li> </ul>																																			
W値70以上の区域（陸域） 変更	<p>○地域により、縮小するところと拡大するところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮小：基地西側住宅地、由宇総合支所周辺住宅地</li> <li>・拡大：基地北側工業地域、和木町和木付近、岩国市由宇町神東付近、周防大島町三蒲・屋代・小松・椋野・伊保田付近</li> </ul> <p>【H18年度分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大：基地北側工業地域、岩国市由宇町神東、周防大島町三蒲・浮島</li> </ul>																																			
主な測定地点の騒音の状況 変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th colspan="3">年間W値（年平均値）</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>H18年当時現況</th> <th>今回提示案</th> <th>平成18年提示案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国市三笠町</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> <td rowspan="7">全ての測定地点で、平成18年当時の現況のW値以下となる</td> </tr> <tr> <td>岩国市旭町</td> <td>80</td> <td>77</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>岩国市川口町</td> <td>78</td> <td>75</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>岩国市尾津町</td> <td>80</td> <td>74</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>岩国市由宇町千鳥が丘</td> <td>75</td> <td>72</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>岩国市由宇町港町</td> <td>75</td> <td>74</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table>			測定地点	年間W値（年平均値）			摘 要	H18年当時現況	今回提示案	平成18年提示案	岩国市三笠町	73	73	73	全ての測定地点で、平成18年当時の現況のW値以下となる	岩国市旭町	80	77	76	岩国市川口町	78	75	74	岩国市尾津町	80	74	74	岩国市由宇町千鳥が丘	75	72	71	岩国市由宇町港町	75	74	73
測定地点	年間W値（年平均値）				摘 要																															
	H18年当時現況	今回提示案	平成18年提示案																																	
岩国市三笠町	73	73	73	全ての測定地点で、平成18年当時の現況のW値以下となる																																
岩国市旭町	80	77	76																																	
岩国市川口町	78	75	74																																	
岩国市尾津町	80	74	74																																	
岩国市由宇町千鳥が丘	75	72	71																																	
岩国市由宇町港町	75	74	73																																	



## イ 騒音対策

- ・ 騒音の影響緩和策として、岩国飛行場から他の飛行場への訓練移転やKC-130空中給油機のローテーション展開などが実施される。
- ・ 岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側は、これに基づき、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行している。
- ・ 国において、地元の要望を踏まえ、周辺環境整備法等に基づく対策が講じられる。

## (2) 安全性

- ・ 岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側は、これに基づき、出来る限り最も安全かつ効率的に運用している。
- ・ 移駐後も、国から米側に対して、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけるなど、対策が講じられる。
- ・ 空母艦載機の訓練空域は、影響緩和策の一つとして、民間航空の安全確保を前提に、日米間で調整を行ってきた結果、新たに岩国臨時留保空域が設定されている。

## (3) 大気・水質への影響

- ・ 空母艦載機移駐による大気汚染物質（NOx）の排出量の増加は、平成27年度の岩国地域の総排出量の約0.4%とわずかな上昇に止まり、特段の影響は生じない。
- ・ 岩国基地の排水処理は、今後とも環境法令に基づき、適切に行われる。

## (4) 事件・事故

- ・ 国は、平素より米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけている。
- ・ 事件・事故を防止するため、中国四国防衛局、山口県、岩国市及び米海兵隊岩国基地による安心・安全パトロールなどを実施している。
- ・ 今後とも、関係機関と連携し、事件・事故防止に取り組む。